平成２５年（フ）第５４０号
札幌市白石区本郷通５丁目南２番15号　第２コーポ宮本３号
債務者　阿部　末二
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６０６号
札幌市南区石山２条２丁目１番25号　ルミエール石山201
債務者　矢野　哲也
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３０号
札幌市西区発寒10条２丁目９番13―603号
債務者　浅野　和美（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３８号
札幌市白石区本郷通11丁目北３番28号　アメニティ203号
債務者　澤田　有香（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８５号
札幌市中央区南７条西18丁目３番34―305号
債務者　吉川　雪絵
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６９３号
札幌市東区中沼６条２丁目５番17号
債務者　眞手貴美雄
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７０１号
札幌市北区篠路３条８丁目９番13―101号
債務者　藤原　三郎
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１８号
札幌市中央区南11条西９丁目１番27―105号
債務者　丹内　真弓（旧姓安井）
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５号
青森県十和田市元町西２丁目３番21号　斗沢貸家６号
債務者　林　ゆう子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２９号
青森県三沢市大字三沢字後久保125番地７
債務者　齊藤　祐仁
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第３９号
青森県上北郡おいらせ町上久保61番地80
債務者　山本　京子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第７９号
群馬県安中市上後閑1778番地３
債務者　日部真希恵
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２３３号
神奈川県厚木市森の里１丁目28番１―201号、前住所神奈川県厚木市飯山2359番地12
債務者　川上　　純
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９７号
相模原市中央区清新５丁目４番６号　清新ローズハイツ404
債務者　岩貞　香織
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１２８号
相模原市南区南台５丁目15番19号　ハイツエルム101号
債務者　浅岡　香織
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１３０号
相模原市緑区橋本４丁目９番９号　ライブ・セトウルK102
債務者　木島　良一
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１３１号
相模原市中央区矢部新町１番２―103号
債務者　岩崎　敏郎
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１３５号
相模原市中央区富士見１丁目８番８号　矢部トップヒルズ202
債務者　井上　信行
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　横浜地方裁判所相模原支部